

山梨県公報

第二千三百八十一号

平成二十六年

一月九日

木曜日

目次

告示

- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………三
- 山梨県労働者就業実態調査の実施……………三
- 県営土地改良事業計画の変更……………四
- 収用又は使用の手続開始の申立て……………四
- 道路の区域変更……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………五

公告

告示

山梨県告示第一号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月九日

山梨県知事 横 内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二〇一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中十九の項を削り、十八の項を十九の項とし、一の項から十七までの項を一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

一 山梨県職員(任期付職員) 選考採用試験	第一次選考に係る総合ラン	第一次選考の不合格者	山梨県企画
	ク(第一次選考の不合格者)	の不合格者	県民部情報

<p>に係るものに限る。)並びに第一次選考及び第二次選考に係る最終の総合ランク</p>	<p>については、第一次選考の結果の通知の日から一か月間、第二次選考の受験者については、第二次選考の結果の通知の日から一か月間。</p>
<p>政策課</p>	

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第二号

山梨県労働者就業実態調査(従業員調査)を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。

平成二十六年一月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査の名称

山梨県労働者就業実態調査(従業員調査)

二 調査の目的

県内事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりを更に推進するための基礎資料を得、もって労働福祉施策に反映させることを目的とする。

三 報告を求める事項

- 1 個人及び家族に関する事項
- 2 従業員の就業状況に関する事項
- 3 仕事と家庭の両立を支援する制度に関する事項
- 4 仕事と子育て及び介護の実態に関する事項
- 5 育児休業制度の利用に関する事項
- 6 ハラスメントに関する事項

- 7 非正規従業員の働き方に関する事項
- 8 従業員の職業意識に関する事項

四 基準となる期日

平成二十六年一月一日を調査基準日とする。

五 報告を求めめる者

- 1 調査地域

山梨県全域

- 2 調査対象

県内の従業員五人以上の事業所から無作為に抽出した千の事業所に勤務する三千人の男女従業員

六 報告を求めめるために用いる方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

七 報告を求めめる期間

平成二十六年一月十四日から同月三十一日までを調査期間とする。

山梨県告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（南部地区県営中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

平成二十六年一月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年一月十四日から同年二月十日まで

三 縦覧場所

南部町役場

四 異議申立期間

平成二十六年二月十一日から同年二月二十五日まで

山梨県告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定により収用又は使用

の手続を開始する旨の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年一月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事（山梨県南巨摩郡南部町富士字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで）並びにこれに伴う町道及び農薬用道路路替工事

三 手続が開始される土地

1 収用の手続が開始される土地

南巨摩郡南部町楮根字神ノ木、字谷津沢、字中通、字内田及び字椿ノ森、塩沢字竹之後、字西ノ入及び字竹之久保、南部字白土、字外田、字内田、字長松及び字古城山、本郷字治家、字大神前、字大神、字下街塗、字神原及び字原間並びに中野字矢沢入、字清水原、字栗尾、字寺前、字中尾、字根岸、字堰下、字根岸入、字中田、字宮内、字原、字中芝原及び字上川原地内

南巨摩郡身延町大島字湯別当、字小長野、字長野及び字的場、樋之上字入及び字家前、和田字石蔵沢、字入山、字平林及び字田之沢山、角打字ウツギ、字市郎、字入、字入田、字丸山、字蟻腰及び字荒田山、丸滝字大日向及び字樫木立、帯金字林之前、字大岩、字天神蔓、字奥之塩沢、字南泥之澤、字北泥之澤、字南林、字志久、字三石、字上之山、字南澤及び字大久保澤、下八木沢字久保、字駒狩、字地賀久保、字中島、字川張、字田ノ上及び字石倉、上八木沢字向山及び字清水、波高島字柴田、字老尻、字東畑、字井口及び字上ノ山、宮木字大醍醐及び字梅見、一色字和田、字大子及び字日向並びに下田原字一枚山及び字日向地内

2 使用の手続が開始される土地

南巨摩郡南部町楮根字神ノ木、字谷津沢、字中通、字椿ノ森、字日影畑及び字熊象狸、大和字熊曾利、字吉水沢、字大沢戸入、字古宿、字葛ヶ里及び字西ノ入、塩沢字南ノ入、字万京、字竹之後、字西ノ入、字竹之久保及び字後原、南部字白土、字外田及び字古城山、本郷字治家及び字下街塗並びに中野字矢沢入、字清水原及び字上川原地内

南巨摩郡身延町大島字湯別当、字小長野、字長野及び字的場、樋之上字入及び字家前、和田字石蔵沢、字入山及び字平林、角打字ウツギ、字柏森、字市郎、字入、字入田、字丸山、字蟻腰及び字荒田山、丸滝字大日向、字宮ノ脇及び字樫木立、帯

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所
南巨摩郡南部町役場及び同郡身延町役場

金字林之前、字大岩、字天神蔓、字奥之塩沢、字鳶沢、字南泥之澤、字北泥之澤、字南林、字志久、字三石、字上之山、字南澤、字大久保澤及び字引核、下八木沢字久保、字駒狩、字地賀久保、字中島、字山入、字川張、字田ノ上、字石倉及び字天神、上八木沢字向山及び字清水、波高島字柴田、字老尻、字東畑、字井口及び字上ノ山、上之平字西山、大字字下和田、宮木字大醍醐、字井戸田、字梅見及び字谷ツ山、一色字和田、字大子、字日向及び字清水下並びに下田原字一枚山及び字日向地内

山梨県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年一月三十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市北字西膳棚一―一九番地先から 山梨市北字廻り田一〇六七番の一地先まで	五・七 八・八	五・七 二〇・九	七・一 二〇・九	九九・六 一〇三・一
	五・七 八・八	五・七 二〇・九		

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年一月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人玉穂総合スポーツクラブ
 - 2 代表者の氏名 井上 寛史
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市乙黒五百八十二番地七
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県中央市玉穂地区を基盤として広くその近隣を含む地域の人々の健全な心身の維持、育成のために、日常生活の中でスポーツを楽しむ、技術を高めるとともに、地域社会活動への参加などにより、全ての世代を通じて一体感のある心豊かな地域社会の活性化のために寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十五年十二月二十五日から平成二十六年二月二十四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年一月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人文化資源活用協会
 - 2 代表者の氏名 樋口 勻
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市須玉町
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、歴史や有形無形の文化財、住民が持つ技術や経験などが、自然環境、住環境など、地域を形成する貴重な文化資源であると考え、それら地域の文化資源に対して、活用、保護、支援、伝承、創造、公開、調査、研究、出版に関する事業

を行い、地域の生活、文化、自然環境、住環境の向上に寄与することにより、国際社会を構成する地域の一員として社会に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年十二月二十五日から平成二十六年二月二十四日まで